

社会福祉法人せせらぎ会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 1月25日 ～ 令和7年 3月31日までの4年間

2. 内容

目標1 育児休業等の制度についての有期契約職員向けのパンフレットを作成し、有期契約職員及び管理職に配布し、制度の周知を図る。

〈対策〉

令和3年3月～ 職員の年齢別構成状況を確認し、具体的な内容の策定

令和4年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布。

毎年各事業所で実施する労働者の代表選任時に全員にパンフレットを配布し、周知する。

育児休業等の制度を利用せずに退職する職員には、再雇用制度についての説明をおこない、希望者には別途案内パンフレットを交付する。

目標2 有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間6日以上とする

〈対策〉

令和3年 3月～ 事業所ごとに年次有給休暇の取得状況の把握

令和3年 4月～ 計画的な取得に向けて園長研修を年4回実施

令和3年10月～ 半年ごとに各事業所の有給休暇消化状況をモニタリングし、園長会議にて対応を協議する。